

厚生労働大臣の定める掲示事項

I 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“D P C 対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5834（基礎係数 1.0451 + 機能評価係数（Ⅰ）0.4125 + 機能評価係数（Ⅱ）0.1075 + 救急補正係数 0.01830）

※令和 6 年 6 月 1 日現在

IV 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申出ください。

当院は、関東信越厚生局長に以下の届出を行っております。

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に
適時（当院の食事の配膳時間 朝食：午前 8 時ごろ、昼食：午後 12 時ごろ、夕食：午後 6 時以降）、
適温（保温食器や保温配膳車等を使用しています。）で提供しております。

また予め定められた日に患者さんに対して提示する複数のメニューからお好みの食事をできる「選択メニュー」を実施しております。

基本診療料の施設基準に係る届出

◆情報通信機器を用いた診療に係る基準	◆医療情報取得加算	◆医療 DX 推進体制整備加算 2
◆一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）	◆総合入院体制加算 3	◆救急医療管理加算
◆超急性期脳卒中加算	◆診療録管理体制加算 2	◆医師事務作業補助体制加算 1（15 対 1）
◆急性期看護補助体制加算（25 対 1：看護補助者 5 割以上）	（夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算 1）	
◆看護職員夜間配置加算 12 対 1 配置 1	◆療養環境加算	◆重症者等療養環境特別加算
◆無菌治療室管理加算 1・2	◆栄養サポートチーム加算	◆医療安全対策加算 1（医療安全地域連携加算 1）
◆感染対策向上加算 1（指導強化加算）	◆患者サポート体制充実加算	◆重症患者初期支援充実加算
◆報告書管理体制加算	◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算	◆ハイリスク妊娠管理加算
◆ハイリスク分娩等管理加算	◆呼吸ケアチーム加算	◆術後疼痛管理チーム加算
◆後発医薬品使用体制加算 1	◆病棟薬剤業務実施加算 1・2	◆データ提出加算 2
◆入退院支援加算 1（入院時支援加算、地域連携診療計画加算）	◆認知症ケア加算 1	◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
◆排尿自立支援加算	◆地域医療体制確保加算	◆ハイケアユニット入院医療管理料 1（早期栄養介入加算）
◆新生児特定集中治療室管理料 2	◆新生児治療回復室入院医療管理料	◆地域歯科診療支援病院歯科初診料
◆小児入院医療管理料 2（プレイルーム加算口、養育支援体制加算）	◆歯科外来診療医療安全対策加算 2	◆歯科外来診療感染対策加算 3
◆回復期リハビリテーション病棟入院料 3（休日リハビリテーション提供体制加算）		◆歯科診療特別対応連携加算

当院は、関東信越厚生局長に以下の届出を行っております。

特掲診療料の施設基準に係る届出

- | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------------|
| ◆ウイルス疾患指導料 | ◆外来栄養食事指導料（注3） | ◆がん性疼痛緩和指導管理料 | ◆がん患者指導管理料イ |
| ◆がん患者指導管理料ロ | ◆がん患者指導管理料ハ | ◆糖尿病透析予防指導管理料 | ◆小児運動器疾患指導管理料 |
| ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料 | ◆婦人科特定疾患治療管理料 | ◆二次性骨折予防継続管理料 1・3 | ◆院内トリアージ実施料 |
| ◆外来腫瘍化学療法診療料 1（連携充実加算、がん薬物療法体制充実加算） | | ◆ニコチン依存症管理料 | ◆開放型病院共同指導料 |
| ◆がん治療連携指導料 | ◆肝炎インターフェロン治療計画料 | ◆外来排尿自立指導料 | ◆ハイリスク妊産婦連携指導料 1 |
| ◆薬剤管理指導料 | ◆医療機器安全管理料 1 | ◆遺伝学的検査 | ◆BRCA1/2 遺伝子検査(血液を検体とするもの) |
| ◆検体検査管理加算（Ⅰ、Ⅳ） | ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト | ◆ヘッドアップティルト試験 | ◆長期継続頭蓋内脳波検査 |
| ◆神経学的検査 | ◆小児食物アレルギー負荷検査 | ◆画像診断管理加算 2 | ◆CT 撮影及び MRI 撮影 |
| ◆冠動脈 CT 撮影加算 | ◆心臓MRI 撮影加算 | ◆小児鎮静下MRI 撮影加算 | ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算 |
| ◆外来化学療法加算 1 | ◆無菌製剤処理料 | ◆心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） |
| ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆がん患者リハビリテーション料 | ◆認知症患者リハビリテーション料 |
| ◆認知療法・認知行動療法 1 | ◆人工腎臓(慢性維持透析を行った場合 1) | ◆導入期加算 1 | ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| ◆周術期栄養管理実施加算 | ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方) | ◆腹腔鏡下臍腫瘍摘出術 | ◆腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術 |
| ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 | ◆輸血管理料 Ⅰ | ◆輸血適正使用加算 | ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 |
| ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 | ◆麻酔管理料（Ⅰ） | ◆周術期薬剤管理加算 | ◆看護職員処遇改善評価料(53) |
| ◆外来・在宅ベースアップ評価料 Ⅰ | ◆入院ベースアップ評価料 75 | ◆歯科治療時医療管理料 | ◆咀嚼能力検査 |
| ◆精密触覚機能検査 | ◆歯科口腔リハビリテーション料 2 | ◆歯周組織再生誘導手術 | ◆クラウン・ブリッジ維持管理料 |
| ◆上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。) | ◆下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。) | ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料 Ⅰ | ◆酸素の購入単価 |
| ◆慢性腎臓病透析予防指導管理料 | ◆救急患者連携搬送料 | | |

当院は、関東信越厚生局長に以下の届出を行っております。

特掲診療料の施設基準に係る届出

- ◆心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆夜間休日救急搬送医学管理料における救急搬送看護体制加算 1
- ◆在宅酸素療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ◆HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ◆摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ◆透析液水質確保加算および慢性維持透析濾過加算
- ◆医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ◆脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)
- ◆腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)
- ◆腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆有床義歯咀嚼機能検査(□ 咀嚼能力測定のみを行う場合)
- ◆CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- ◆白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給